

大磯町景観計画に関する意見を募集します

町では、大磯らしい風格のある良好な景観の形成を推進するために、景観法に基づく景観計画の策定作業を進めています。計画を策定するにあたり、計画の素案をまとめましたので、この素案について、皆様のご意見を募集いたします。

大磯町景観計画とは

景観計画は、平成16年に制定された景観法に基づく、良好な景観の形成を目的とした計画です。

町では、海、山などの自然や歴史が豊かな大磯らしい景観を守り育み、次の世代に豊かな環境を引き継ぐ必要があると考えています。大磯町景観計画では大磯の都市構造と土地利用に即して地域の良好な景観の形成のための基本方針及び基準等を定めます。また、町民・事業者・町等の協働による良好な景観の形成を実現することを目的とします。

計画素案の公表

計画素案は、8月18日(月)から9月12日(金)までの期間で次のとおり公表します。

▼計画素案の閲覧

まちづくり課、町民情報コーナー(役場本庁舎、国府支所)で閲覧できます(まちづくり課は開庁時間内のみ)。

また、町ホームページにも掲載しています。

▼計画素案の概要版の配布

役場本庁舎1階ロビー、国府支所、まちづくり課に置いてあります。

意見・提案募集

計画素案に関する意見・提案を募集します。提出は持参・郵送・FAX・電子メールにより受け付けます。なお、個人、法人は問わず、どなた



名(法人名)、大磯町景観計画素案に関する意見であること、を明記してください。

※お寄せいただいた意見・提案は、これに対する町の考え方とともに、整理したうえで公表します。ただし、意見・提案に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

説明会

次の日程で計画素案に関する説明会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

月日	時間	会場
8月30日(土)	10:00~12:00	保健センター 2階研修室
	14:00~16:00	
8月31日(日)	10:00~12:00	国府支所2階 第1・第2会議室
	14:00~16:00	

◎問い合わせ まちづくり課
☎内線243

高齢者の医療証を更新

◎問い合わせ 町民課 ☎内線274・247

◎国民健康保険 高齢受給者証

「国民健康保険高齢受給者証」は、毎年8月に更新しています。負担割合については前年の所得に応じて判定しています。

「国民健康保険高齢受給者証」は該当される全ての方に、7月中旬に新しい受給者証を送付していますので、記載内容を確認してください。

新しい「国民健康保険高齢受給者証」が送られてきた方は、変更前の古い受給者証を、8月1日以降にご自身で破棄していただくか、役場、または国府支所へ返却してください。

◎後期高齢者 医療制度保険者証

「後期高齢者医療制度保険者証」は、毎年8月に前年の所得に基づいて負担割合を再判定します。負担割合が変更になった方のみ、7月中旬に新しい保険者証を送付していますので、記載内容を確認してください。

なお、負担割合に変更がない方は、新しい保険者証は郵送されません。現在お持ちの保険者証を引き続きご使用ください。負担割合が変更になった方は8月1日以降、今までお使いいただいた保険者証を同封の返信用封筒で返却してください。